

平成21年(わ)第1800号 名誉毀損被告事件

被告人 橋本和徳

同 山野咲子

弁 論 要 旨

平成22年3月26日

千葉地方裁判所 刑事第1部 御中

弁 護 人 中 村 俊 夫 ㊞

本件は、有罪としても執行猶予事案ではあるが、弁護人は、以下のとおり無罪であると確信する。

すなわち、上記被告人らは、大音量という点を除いて起訴状記載の街宣の事実を争うものではないが、その内容は真実であるから違法性を欠き、仮に真実でなくとも信じるにつき相当な理由があるので故意を欠き、かつ、それはもっぱら公益を図るに出たものなので、無罪である。真実であることないし故意を欠くことについては、以下に述べるとおりである。

1 迂回融資について

迂回融資は、公的な機関ともいべき銀行としては行ってはなら^{ない}ものであり、違法なものである。本件においては、当初の融資の申込者は、日本橋建設であったが、短期に二度貸付はできないと千葉興業銀行の担当者松田正文から言われ、その示唆のもと日本橋設計工務に貸し付ける方法をとったものである(弁1、7号証、被告山野、橋本の本法廷における各供述)。そして、日本橋建設が実際の支払をしていたが、支払ができなくなったのである(弁7、被告山野、橋本の本法廷における各供述)。千葉興業銀行の指導で迂回融資をした

のであることは明らかである。

2 横領について

日本橋設計工務は、少なくとも昭和63年12月3日に本件土地を被告人山野咲子の母山野保枝に売り渡した(弁3号証)。しかるに、日本橋設計工務は、その後の平成元年2月27日、自己に登記があることを奇貨として千葉興業銀行に抵当権を設定した。これは横領行為に該当する。千葉興業銀行の担当者松田正文は、その際、すでに売却されていることを知っていたのであるから(弁1号証)、横領行為の共犯者ということになる。したがって、上記被告人らの街宣内容は真実なのである。仮に、千葉興業銀行がそれを知っていなかったとしても、上記資料にもとづけば、知っていたと認めるにつき相当な理由があるのであるから、被告人らの行為は故意を欠くものである。

以上の次第であるから、裁判所においては、被告人兩名に無罪の判決をされるよう期待するものであります。

以上